

土壤汚染調査は(株)タイヨーエンジニアにお任せください

【土壤汚染調査はこんなときに必要】

1 「有害物質使用特定施設」を廃止するとき

- ・金属加工やメッキ加工などの工場ほか、クリーニング店や病院などにも設置されていることがあります。
- ・自治体への廃止の届出の際には土壤汚染調査が必要となります。

2 一定規模以上の土地の形質変更を行うとき

- ・3000㎡以上の土地の形質変更（掘削や盛土）を行う場合には、自治体への届出を行い、土壤汚染調査が必要となる場合があります。

3 自主的に調査を行いたい

- ・土地を売買するときに土壤汚染の有無を確認したい。
- ・工事中に廃棄物が出てきたが、どんな調査をすればよいか分からない。 etc.

【土壤汚染調査の基本的な流れ】

フェーズ1 (地歴調査)

資料調査、ヒアリング調査、現地踏査を行い、対象地に土壤汚染が存在するおそれを以下の3段階で評価します。
①汚染のおそれが比較的多い、②おそれが少ない、③おそれがない



フェーズ2 (状況調査)

対象地における土壤汚染のあり・なしを定性的に評価します。
フェーズ1の結果をもとに試料を採取する箇所や頻度を設定し、試料の採取及び分析を行います。



フェーズ3 (詳細調査)

対象地にどのくらい土壤汚染があるかを定量的に評価します。
フェーズ2で土壤汚染が確認された場合に実施します。
ボーリングマシンによって地中深くの試料を採取・分析します。

弊社では調査見積から報告書作成まで対応、
届出のサポートもお任せください。

土壤汚染対策法に基づく調査は、土壤汚染調査技術管理者を
配置した「**指定調査機関**」が実施しなければなりません。
2023年5月、弊社は指定調査機関に指定されました。
土壤汚染についてお困りの際は右記までお問い合わせ下さい。

土壤汚染調査等のお問い合わせ先

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関
指定番号：2023-20000-0001



株式会社 **タイヨーエンジニア**

長野県東御市滋野乙 1302

☎ 0268-62-1700

kankyo@taiyoeng.co.jp

(環境調査室 安達、中尾)